第八十九条の二第一項中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「有価証券若しくは暗号資産の」を「有価証券若しくは暗号資産又は」を「有価証券若しくは暗号資産の」に改め、同条第二項中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第五十二条　長期信用銀行法の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改め、同条第五項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改める。

第十三条の二第一項第三号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第四号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第十七条の二中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「有価証券若しくは暗号資産の」を「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第五十三条　労働金庫法の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第五十八条第六項第一号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第四号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十八条の二第三項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十八条の五第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第九十四条の二中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第五十四条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「同法第二条第十一項」を「同法第二条第十一項第一号」に改める。

第三十七条の十二の二第二項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

第三十七条の十四第一項中「第二十八条第八項第三号イ」を「第二十八条第十項第三号イ」に改める。

第六十七条の十四第一項第一号ロ⑵、第六十七条の十五第一項第一号ロ⑵及び第六十八条の三の二第一項第一号ロ⑵中「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

（所得税法の一部改正）

第五十五条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の三第一項第二号中「同条第十一項」を「同条第十一項第一号」に改める。

第二百二十四条の四第二号及び第二百二十四条の五第一項第四号中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

（法人税法及び投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第五十六条　次に掲げる法律の規定中「資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項」を「金融商品取引法第二条第四十九項」に改める。

一　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十一条第一項

二　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項第六号の二

（登録免許税法の一部改正）

第五十七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号中「係る認可」の下に「、認定特定非財務情報監査証明業協会」を加え、同号㈨を同号㈩とし、同号㈧を同号㈨とし、同号㈦を同号㈧とし、同号㈥の次に次のように加える。

㈦　金融商品取引法第二十九条の二十九第一項（認定特定非財務情報監査証明業協会の認定）の認定特定非財務情報監査証明業協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

別表第一第四十一号中「金融商品取引業者の登録若しくは」を「特定非財務情報監査証明業者の登録、金融商品取引業者の登録若しくは」に改め、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡から㈢までを同号㈢から㈣までとし、同号に㈡として次のように加える。

㈡　金融商品取引法第二十六条の六（登録）の特定非財務情報監査証明業者の登録	登録件数	一件につき十五万円

第五十八条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第四十一号㈣を同号㈤とし、同号㈨から㈢までを同号㈩から㈣までとし、同号㈧の次に次のように加える。

㈨　金融商品取引法第六十六条の五第四項（変更登録等）の変更登録（同法第六十六条の二第一項第四号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十九号中「暗号資産交換業者の登録、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同号㈥を削り、同号㈦中「第六十三条の二十二の二（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録）の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を「第六十三条の二（電子決済手段サービス仲介業者の登録）の電子決済手段サービス仲介業者」に改め、同号㈦を同号㈥とし、同号㈧を削り、同号㈨を同号㈦とし、同号㈩から㈫までを同号㈧から㈩までとする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第五十九条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「よる」の下に「同法第二十六条の六の登録、同法第二十六条の十第一項若しくは第二十六条の二十三第一項の届出、同法第二十六条の二十九第一項の認定、」を加え、「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に、「若しくは第六十六条の八十三第一項」を「、第六十六条の八十三第一項、第六十六条の九十四第一項若しくは第六十六条の百一」に改め、同表の十二の項中「、同法第六十三条の二十二の二の登録、同法第六十三条の二十二の六第四項の届出」を削り、同表の十二の二の項中「第六十四条の四」を「第六十四条の四第一項」に改める。